

第3回定例会が開催されるに当たりまして、令和2年第2回定例会以降における行政執行の主なものについて、その概要を報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。
本市におきましては、5月25日の国による緊急事態宣言の解除、また、6月1日の北海道の自粛要請解除等を受け、市内小中学校や市内公共施設を順次再開しました。この間、新北海道スタイルの実践や「3密」を避けるなどの新型コロナウイルス感染症対策を継続しているところであり、市民の皆様には長期間ご協力いただいたことに感謝申し上げます。

本市における感染者の発生状況についてであります。これまで8名の感染症患者が確認されており、7月31日を最後に新たな感染者は発生しておりませんが、今後も感染状況等を注視しながら様々な対応を図って参ります。

続いて、これまでの主な取組について申し上げます。

【医療機関への支援】

はじめに、医療機関への支援についてであります。市内の医療機関における新型コロナウイルス感染症の予防と感染拡大防止対策を支援するため市独自の制度を創出して参りました。

病院、診療所、歯科医院、薬局、助産所の101機関に対しては、医療従事者の感染防止に必要となるマスクや個人防護具等の医療用物資等の購入にあたって、通常を超えるかかり増しの費用の一部として支援を行ったところであります。

また、特に救急対応にあたっている二次救急医療機関の3病院に対しては、3月1日から9月30日の間、市民の救急搬送者1名につき7,000円を増額して交付しているところであります。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、市内の医療提供体制が維持されるよう必要な支援について検討して参ります。

す。

【高齢者施設等への感染症対策】

次に、高齢者施設等への感染症対策についてであります。北海道内の高齢者施設等において新型コロナウイルスの集団感染が発生したことから、市内高齢者施設等の職員を対象として、事業種別ごとに感染症対策研修会を開催しました。

講師は、感染症に関する専門知識を有する看護師に依頼し、感染症対策に関する正確な情報の提供に努めるとともに、研修時の密を避けるため、研修内容のリモート配信も行いました。

また、研修会で使用した感染症対策マニュアルを、市内高齢者施設等へ配布しております。

今後も、学識経験者や事業者職員と協働し、一層の感染症予防対策を進めて参ります。

【ひとり親世帯臨時特別給付金】

次に、ひとり親世帯臨時特別給付金についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯が、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより生活に困窮している状況を支援する目的で、基本給付として、対象世帯1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を、また、追加給付として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているひとり親世帯に対し、1世帯当たり5万円を8月より随時支給いたしております。

【事業者等への経済対策】

次に、事業者等への経済対策についてであります。飲食店を応援する恵庭版クラウドファンディングにつきましては、目標額を大きく上回る、874万3,900円の寄附が集まり、登録事業者に対して事前に支援金が配分され、参加者は11月30日までの期間において各店舗で

利用することになります。

また、事業収入に応じて20万円から30万円を支給する事業継続支援金は、8月末で支給を終了しましたが、合計929件の支給を行い、3万円を支給する営業緊急支援金については、3月末まで事業を継続することとしており、8月末時点で、888件の事業者に対し支援を行っているところであります。

「えにわ商品券 えにわんチケット」事業については、8月末から、引換券を順次郵送しており、10月1日から利用できる予定であります。

今後も引続き、事業者に寄り添った支援事業を継続して参ります。

以上、本市における新型コロナウイルス感染症対策の主なものでありますが、現在の日本国内の状況は、関東圏や関西圏を中心に感染が常態化しており、北海道内においても札幌市を中心に依然として感染者が発生するなど予断を許さない状況が続いております。

本市におきましても、市民の皆様の協力をいただきながら、今後も関係機関と連携し、国が示した「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」の実践など引続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組んで参ります。

ふるさと納税事業
の推進について

次に、令和2年度のふるさと納税事業の推進について申し上げます。

現在、活用しているポータルサイトについてですが、本年8月より「auPAY（エーユーペイ）ふるさと納税」と「ふるなび」の2者を追加して4者としたところでありますが、さらに、11月頃までに2者の追加に向けて作業を進めております。

次に、返礼品についてですが、本年度は、8月末時点において、6者の新規事業者の登録を行い、20商品を追加しております。

引続き恵庭市の魅力を積極的に発信することにより、さらなる寄附金

額の確保に努めて参ります。

国勢調査の実施について

次に、令和2年国勢調査の実施について申し上げます。

国勢調査は、統計法に基づき、国内に住む全ての人と世帯を対象とする最も重要な統計調査で、5年に一度実施しております。本年は21回目にあたり、実施100年の節目となります。

今回は、9月14日よりインターネットか調査票への記入のいずれかの方法により、10月1日基準日における状況を回答していただきます。

なお、調査結果は、国や都道府県、市町村で行う行政の基礎調査などとして利用されますことから、市民の皆様方のご協力をお願いいたします。

焼却施設における塩素ガス発生事故について

次に、焼却施設における塩素ガス発生事故について申し上げます。

7月6日、焼却施設の運転管理中に薬剤の誤投入により塩素ガスが発生し、施設の運転管理員が緊急搬送される事故が発生しました。

安全管理上の重大な事故であり、運転管理受託者に再発防止に向けた取組を実施させるとともに、市としても事故発生時の連絡体制等について詳細なマニュアルを作成しているところであります。

今後の焼却施設の運用に当たっては、本事故案件の発生に対する十分な検証と反省の立場にたって、市民の皆様方に安心していただけるよう、安全管理の確保に努めて参ります。

農業振興について

次に、農業振興について申し上げます。

今年の作況状況ではありますが、平年比較では平均気温は上回り、日照時間と降水量は下回っておりますが、農作物の生育及び農作業も順調に進んでおります。

小麦につきましては、一部、降雨や強風による倒伏が見られたものの、

収量・品質共に良く、また、作業も順調に進み8月上旬に刈取りが終了し、9月下旬まで乾燥調製を行います。

水稻につきましては、生育も順調であり、9月下旬に収穫見込みであります。

企業誘致について

次に、企業誘致について申し上げます。

このたび、恵庭テクノパーク工業団地内に民間企業が所有していた未利用地において、東京に本社をもつ「株式会社 明治」が牛乳を生産する市乳新工場の建設を決定しました。

また、戸磯南工業団地においては、北斗市に本社をもつ「佐藤木材工業 株式会社」が旧トライアル跡地にプレカット木材製造工場の建設を決定するとともに、神奈川県横浜市に本社をもつ「横浜冷凍 株式会社」が冷凍・冷蔵倉庫の建設を決定したところです。

市内工業団地内での増設については、恵庭テクノパーク工業団地内の「株式会社 京都セミコンダクター」が主に第5世代移動通信システム向けの光半導体を製造する「光デバイス製造開発センター」の建設を決定し、12月の完成を予定しているところであります。

既に市所有の工業団地が完売している状況から、今後も引続き、既存工業団地内で売却意向のある未利用地を対象に誘致活動を進めて行くとともに、企業からの引合いに対し、積極的な情報提供に努めて参ります。

花の拠点整備事業 について

次に、花の拠点整備事業について申し上げます。

花の拠点の供用開始についてですが、11月上旬にガーデンエリアの整備が完了する予定であることから、関係者をお呼びして、オープン式典を執り行い、ガーデンエリア並びにセンターハウスを供用開始いたします。

また、宿泊施設についてですが、7月30日に「積水ハウス株式会社」

と「マリオット・インターナショナル」が、花の拠点において令和4年度中に宿泊施設を開業することを正式に発表しております。

全国都市緑化北海道フェアについて

次に、全国都市緑化北海道フェアについて申し上げます。

7月に策定した基本構想を基に、北海道とともに国土交通大臣へ協議書を提出し、同意が得られましたことから令和4年夏の開催が正式決定いたしました。昨年からはじめ、多くの方々のご協力をいただき、招致活動を進め、準備を重ねて参りましたが、この度、念願が叶い、感謝するとともに、改めてフェアの成功を誓うものであります。

また、市民にフェアの企画段階から参画していただき、主体性を持ってフェアに参加していただく機運を醸成するため、緑化フェアサポーターズクラブを創設したほか、近隣の8市7町からなる連絡協議会及び基本計画の検討会議を開催するなど、基本計画の素案についての検討を行っております。

本年度中は、基本計画の策定及び実行委員会の立上げを目指し、令和4年6月の開催へ向け、準備を進めて参ります。

汚泥乾燥施設の稼働開始について

最後に、汚泥乾燥施設の稼働開始について申し上げます。

汚泥乾燥施設については、平成30年9月より工事に着手し、令和2年8月に工事が完了したことに伴い、9月1日より稼働を開始したところであります。

下水道資源の有効利用の取組として、ごみ焼却施設の排熱を利用し、汚泥の減量化と熱資源の循環を図って参ります。

以上、令和2年第2回定例会以降における行政執行の主なものについて、その概要を報告いたしました。

なお、本議会に提案している議案等については、それぞれ上程の都度説明させていただきますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。